

民間資金等活用事業推進委員会第25回合同部会議事概要

日 時：平成14年7月11日（火） 16:30～18:30

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、小幡委員、高橋委員、前田委員

井崎専門委員、中村専門委員、広井専門委員、三井専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、森専門委員、山下専門委員

事務局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、
富井参事官補佐、丹野参事官補佐、濱田参事官補佐

議事概要

今後の検討事項等について

西野部会長及び事務局より、資料1に基づき、「抽出された主な論点への対応（案）」
について説明

【議論】

- ・「関係省庁で検討」とあるが、完全に対応を役所にまかせるという意味か。対応のあり方について多少委員会としてアクションをとるということか。例えば、税務上の取扱いが事前に明らかにならないことは大きい問題であるにもかかわらず、実務的には、税務当局からは事業スキームが固まらなければ回答はできないという対応がなされている。今後、これらの課題対応に関して、委員会と各省との関係をどのようにするのか。
- ・（事務局）今回行った課題の対応案では、それぞれの税目について、関係省庁等において検討するものと整理してある。これは通例の税制改正要望のプロセスを意識したもの。今のご質問は、現行の税制のもとで、どう運用するかということであり、今回整理された課題とは異なるもので、通常業務の中で取り組んでいくべき事柄であると認識。
- ・PFI法で定められている委員会の役割から考えると、委員会としての課題対応案の書き振りは受け身の印象を持たれそう。これでよいのか。税、補助金等大きな問題を委員会がむしろリードしていくべきだ。
補助金の対応に関係省庁の対応を「フォローアップ」とあるが、どういう意味か。税制についても「関係省庁で検討がなされる」とあるが、推進委員会が実際のプロジェクトの中で問題を把握して、各省に意見を言うこともPFI法上はできるのではないか。
ファイナンスについても、「今後のマーケットの成熟に期待」とするだけでなく、PFIを活かすために、金融界にどのようなことを考えてほしいか委員会としてアピールすることも必要だ。
- ・（西野部会長）税制については、イコルフットィングに向けた措置を講じてほしいという方向性をメンバーで共有していると思うが、はたして推進委員会がここで改めてこれについて提言することをこの場で今議論することがその実現に寄与することになるのか。
- ・（事務局）税について委員会で議論することは望ましいと思うが、その議論の総論はあらかじめわかっているの、期間を設定して審議する検討課題にはなじまない。一方、契約等について、ヒアリング等で実務上の指針になるような一定の考え方を示してほし

いという要望を沢山いただいているので、委員会としてはこれを優先的に取り組むのが望ましいのではないかと。

税の重要性は事務局も認識。税制改正に関する進捗情報を今後委員会にご報告することもできる。

- ・資料1、表の対応案の末尾表現がいろいろだが、それぞれ適切か。
- ・（西野部会長）いろいろな表現があるが、委員会として一番良い結果を導けるようにしたいと考えている。細かい書きぶりについては、山内部会長、事務局と相談したい。
- ・「各管理者の判断にゆだねるべき」という対応案があるが、管理者にゆだねられている現実の中で問題が生じている。委員会として何か方向性を示す必要があるということでは。
- ・資料1の右側の対応案の表現振りを再考するべき。例を挙げると、モニタリングの中の業務要求水準とサービス仕様の考え方はモニタリングだけの問題だろうか。契約ともリンクする。委員会としてどのような問題をどこまで掘り下げるのかを明確にするべき。VFMについては事例というよりもベストプラクティスという表現を使えば意志が伝わる。公会計のあり方も検討するべき。PFI事業へのファイナンスについては、マーケットに委ねるだけでよいというものではない。
- ・（事務局）論点整理した結果、優先的に対応すべき事項がこのように浮き彫りになっていると考えた。この場で議論していただき必要に応じて、新しい検討事項を加え、それをどういう形でとりあげるべきかということを含めて、詰めていただきたい。
- ・特に地方では、人材の育成が急務であり、PFI事業への積極的な参画の観点から、実務を助ける公の機関が必要だ。

（資料1の対応案について了承）

西野部会長及び事務局より資料2に基づき、「モニタリング」ワーキンググループ（WG）及び「契約」ワーキンググループ（WG）の設置、及び、事務局が中心となって2つの研究、「入札プロセスに関する研究」と「公の施設・公物管理に関する研究」を行うことを説明。

- ・西野部会長より、山内部会長へモニタリングWGの、前田部会長代理へ契約WGの、座長就任の依頼。
- ・山内部会長、前田部会長代理、了解。
- ・西野部会長の「入札プロセスに関する研究」のアドバイザー就任表明。
- ・西野部会長より、小幡委員の「公の施設・公物管理に関する研究」のアドバイザー就任依頼。
- ・小幡委員、了解。

【議論】

- ・以前立ち上げた、3つのWGの編成経緯を考えると、今回のWGのメンバー編成手続や、合同部会の下にWGがあるというWGの位置付けには問題がある。また、ヒアリングで抽出した検討課題よりも、3つのガイドライン審議時の積み残し課題を検討することを

優先するべきだ。

- ・（事務局）検討課題はヒアリングを通じて抽出したものであり、今回はじめて整理したもの。積み残し課題を含め、その整理に過不足があればここで議論していただきたい。これ以外に優先的に対応するべきことがあるかどうか、今日の審議事項。
- ・ H 1 4 年度末まではWGのみの活動となるのか。合同部会は開かないのか。
- ・（事務局）検討作業はWGで行い、あるまとまった段階で合同部会を適宜開催する。
- ・ アドバイザーとは事務局にアドバイスする者ということか。
- ・（西野部会長）その通り。
- ・ どういったWGを作るべきなのか、そこで何をすべきか、検討する必要がある。
- ・ 積み残しの課題をもう一度整理し、何を取り上げるべきか優先度を次回までに整理してはどうか。それらの中で、新たに設置するWGで検討することができるものがあれば、そこで議論すればよい。
- ・（事務局）ヒアリングした結果、緊急的に解決すべき課題を優先課題に据えた。積み残しの課題についても現場から上がってくれば、追加しても良い。また、新しく設けようとしているWGの検討課題にかかわることであればそこで検討すればよい。また、課題によっては、各省との調整を踏まえて委員会にご報告をした方が良いものもあり、整理させていただきたい。新WGの委員構成については、座長を委員にという部会長の提案であって、他の委員のWGへの参加を否定するものではない。
- ・ 2つの研究はどのように行うのか。
- ・（西野部会長）委員会から各省へ提案するにしても、まず既存の法律についての研究が必要。その研究を事務局に行ってもらおう。
- ・ 研究は、何かをまとめるということではなく検討ための下準備という認識。
- ・ 契約のWGは標準契約を作成するのであれば作業量が膨大なものになるが、大丈夫か。
- ・ 標準契約というよりは、コンメンタールのようなものを取りまとめたいと考えている。
- ・（西野部会長）座長、アドバイザーについてはこれで決めたい。委員のWGへの所属については事務局に連絡いただきたい。
- ・（事務局）3つのガイドライン作成時の積み残された課題についても整理し、両部会長と相談させていただいたうえで、次回以降の進め方をご案内させていただきたい。
- ・（西野部会長）契約、モニタリングWGは是非行いたいと思う。WG座長、研究アドバイザーの人選については、こういうことで決めさせていただきたい。

次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について

- ・（事務局）開催時期は、両部会長と相談の上、ご案内する。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681